

平成 24 年 3 月 28 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会  
コンプライアンス部  
TEL 03-5739-3014

## 犯罪収益移転防止法関係政省令の公布について

本年 3 月 26 日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 23 年 4 月 28 日公布）を施行するため、下記政省令が公布されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 公布された政省令

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令

#### 2 施行期日

法律及び政省令は、一部を除き、平成 25 年 4 月 1 日に施行されます。

#### 3 改正の概要（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則）

- (1) 取引に際しては、本人特定事項（顧客等の氏名、住所等）の確認に加えて、取引を行う目的、職業等の確認が必要になります。確認方法は申告を受ける方法とされていますが、どの程度の内容を確認するのかについては、後日、ガイドライン等で示される予定です。
- (2) その他改正の概要は、添付の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正の概要」をご覧ください。

#### 4 その他

条文、新旧対照条文などの資料は、警察庁のホームページをご確認ください。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

以上

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正の概要

### 1 改正法の施行に伴う改正

- (1) 通常取引に際して行う顧客等の本人特定事項等の確認の方法（新規則第5条、第8条、第9条及び第10条第1項関係）
  - ア 本人特定事項  
原則として従来の確認方法と同様の方法とする。
  - イ 取引を行う目的  
申告を受ける方法とする。
  - ウ 職業及び事業の内容  
自然人の職業及び人格のない社団又は財団の事業の内容については申告を受ける方法、法人の事業の内容については書類により確認する方法とする。
  - エ 実質的支配者  
その有無及び本人特定事項について申告を受ける方法とする。
- (2) マネー・ローンダリングのリスクの高い取引に際して行う顧客等の本人特定事項等の確認の方法（新規則第13条関係）
  - ア 本人特定事項  
(1)アと同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示等を受ける方法とする。
  - イ 取引を行う目的  
(1)イと同様の方法とする。
  - ウ 職業及び事業の内容  
(1)ウと同様の方法とする。
  - エ 実質的支配者  
その有無及び本人特定事項について書類により確認する方法とする。
  - オ 資産及び収入の状況  
書類により確認する方法とする。
- (3) 実質的支配者の範囲（新規則第10条第2項関係）  
資本多数決の原則を採る法人（株式会社等）については当該法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を有している者、それ以外の法人（合同会社等）については当該法人を代表する権限を有している者とする。
- (4) 代表者等の本人特定事項の確認の方法（新規則第11条関係）
  - ア 原則として従来の確認方法と同様の方法とする。
  - イ 代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由について規定することとする。
- (5) 確認記録の作成方法及び記録事項（新規則第16条及び第17条関係）

取引時の確認事項が追加されること等を踏まえた所要の改正を行うこととする。

(6) 特定金融機関の体制の整備（新規則第25条関係）

特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で委託契約等を締結して為替取引を行う場合の体制の整備について規定することとする。

(7) 疑わしい取引の届出様式（別記様式第1号から第3号まで関係）

取引時の確認事項が追加されること等を踏まえた所要の改正を行うこととする。

(8) その他所要の改正

その他所要の改正を行うこととする。

## 2 その他改正

(1) 受益者により犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないと認められる従業員持株会制度を発展させた信託等について、受益者の本人確認を要しない信託として規定することとする。（新規則第3条関係）

(2) 現行で本人確認を要しないこととされている郵便物受取代行サービス業者に係る一定の取引について、新たに規制の対象とすることとする。（新規則第4条関係）

(3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、本人確認書類について、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書及び外国人登録証明書を除くとともに、新たに在留カード及び特別永住者証明書を規定することとする。（新規則第6条関係）

(4) 道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号）の一部改正により記載事項の変更の届出が義務付けられることとなる運転経歴証明書について、本人確認書類として明示的に規定することとする。（新規則第6条関係）

(5) 東北地方太平洋沖地震の発生を受けた本人確認方法等の特例について、特例としての取扱いを終了することとする。（旧規則附則第6条関係）

(6) その他所要の改正を行うこととする。

## 3 経過措置

(1) 整備令からの委任事項（附則第2条関係）

整備令に規定する顧客等が既に確認を行っているものであることを確かめる方法は、新規則第14条に規定する方法と同様の方法とする。

(2) 犯罪による収益の移転に利用されるおそれのない取引関係（附則第3条関係）

新規則第4条第1項第7号ニに規定する当該支払を受ける者が、当該支払を行う顧客等又はその代表者等について施行日前に旧法第2条第2項第1号から第15号まで及び第28号の2に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置を行っている場合における施行日以後の取引については、当該支払を受ける者が当該支払を行う顧客等又はその代表者等について施行日以後に取引

時確認を行っている場合と同様に特定取引から除かれることとする。

(3) 外国人登録原票の写し等関係（附則第4条関係）

ア 入管法等改正法の施行後も、6か月間は、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書を本人確認書類として用いることができることとする。

イ 入管法等改正法の施行後も、入管法等改正法附則の規定により一定期間は外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされることから、当該期間内は外国人登録証明書を本人確認書類として用いることができることとする。

(4) 運転経歴証明書関係（附則第5条関係）

平成24年4月1日前に発行された運転経歴証明書は、記載事項の変更の届出が義務付けられないことから、従前と同様に、発行後6か月間に限り本人確認書類として用いることができることとする。

(5) 新法第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例関係（附則第6条関係）

新規則第12条第1号及び第2号に規定する他の特定事業者が施行日前に当該口座の開設又は当該クレジットカード等の交付等に際し本人確認等を行い、かつ、施行日以後に取引時確認を行っていない顧客等又は代表者等について行う新法第4条第1項の規定による確認等の方法の特例について定めることとする。

#### 4 施行期日

平成25年4月1日とする。

ただし、

- 2(1)に係る部分は公布の日
- 2(4)及び(5)に係る部分は平成24年4月1日
- 2(3)に係る部分は入管法等改正法の施行の日（平成24年7月9日）とする。